

適用される規制基準

表 1 騒音：特定工場等に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

注 1) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで 昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
 夕：午後 7 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

注 2) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 2 騒音：特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	騒音の大きさの限度	作業禁止時間帯	1 日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
第 1 号区域	85 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで	10 時間	連続 6 日	禁止
第 2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	14 時間		

注) 第 1 号区域：次のいずれかに該当する区域

ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

第 2 号区域：第 1 号に掲げる区域以外の区域

表 3 振動：特定工場等に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1) 昼間：午前8時から午後7時まで 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 4 振動：特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	振動の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
第1号区域	75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時まで	14時間		

注) 第1号区域：次のいずれかに該当する区域

- ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
- エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域

第2号区域：第1号に掲げる区域以外の区域